

(証券コード 4656)

平成30年6月8日

株 主 各 位

神奈川県平塚市馬入本町13番11号

株式会社 サン・ライフ

取締役社長 比 企 武

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、平成30年6月22日（金曜日）午後6時00分（営業終了時間）までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月25日（月曜日） 午前11時00分
受付開始時間は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 神奈川県平塚市榎木町9番41号
ホテルサンライフガーデン
※ホテル正面玄関からお進みください。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第49期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 株式移転計画承認の件
- 第4号議案 吸収分割契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案の賛否の欄に表示記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面投票で、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合、株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理人を証する書面をご提出ください。
- (4) 当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sunlife.jp/ir/>)に記載しておりますので、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を削減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日は大変混雑が予想されます。満席の場合は第2、第3、第4会場にご着席いただきますので予めご了承ください。また、本株主総会終了後「株主懇談会」の開催を予定いたしておりますが、予め同封のご出欠ハガキにて、ご予約いただいた株主様のみの出席とさせていただきます。

本総会中、ご発言をご希望される株主様には、第1会場からご発言いただくこととしております。第2,第3,第4会場にご着席いただいた方は、誠に恐縮ではありますが、ご発言の際にはお近くの係りの者にお申し出いただき、第1会場へご移動いただくか、予めお越しの際に受付にてお申し出いただき、第1会場にご着席いただきますようお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様のうち、「株主懇談会」にご出席されない株主様には、ご来場記念品をご用意いたしております。ただし、株主総会ご欠席の株主様の「議決権行使書用紙」等によるご来場記念品のお引換はいたしかねますのでご了承ください。

株主様以外の入場はお断りしております。また、介添が必要な場合には事前にご連絡(0463-22-1233)いただければ配慮させていただきます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sunlife.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

## 添付書類

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

## ① 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、一部の企業収益、及び雇用環境に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

また、「平成29年人口動態統計の年間推計」によれば、出生数は約94万人に対し、死亡数は134万人と自然減が続き、「内閣府平成29年版 高齢社会白書（全体版）」によると、2060年にはわが国の人口は約9,284万人、65歳以上の人口比率が約38.8%と、総人口の減少及び少子・高齢化が予測されます。

このような状況下、当社グループにおける各事業の取り組みと業績内容は以下のとおりであります。

ホテル事業（ホテル・ブライダル事業）では、多様なご婚礼ニーズに応えるため、SNS・WEB広告を推進した結果、ご婚礼受注組数は前期比で増加しましたが、期中のご婚礼施行組数は減少したため、売上高は2,319百万円（前期比9.6%減）、営業利益は2百万円（前期は6百万円の営業損失）となりました。

式典事業（葬祭・法要事業）では、生前相談会、施設見学会・フェスタ開催等、お客様とのコミュニケーションを深める活動を推進してまいりました。また平成29年4月には東京都多摩市に「サン・ライフ セレモニーホール多摩」を、平成29年12月には神奈川県厚木市に「サン・ライフ・ファミリーホール厚木」、平成30年2月には東京都八王子市に「サン・ライフ・ファミリーホール高尾」を新設し、営業エリアの拡充に努めました。

また、前連結会計年度に開業した「ファミリーホール綾瀬」(神奈川県綾瀬市)、「サン・ライフ ファミリーホール湘南海岸」(神奈川県茅ヶ崎市)の順調な稼働もあり、ご葬儀件数は前期比で増加しましたが、ご葬儀の小規模化に伴うご葬儀1件あたりの売上高は前期比で減少しました。

これらの結果、売上高は8,195百万円(前期比4.1%増)、営業利益は開設費用等の増もあり1,725百万円(前期比6.5%減)となりました。

その他の事業では、介護サービスご利用者の増加と品質向上に努めてまいりました。また、住宅型有料老人ホーム3施設を譲受した結果、売上高は1,349百万円(前期比53.1%増)、営業利益は142百万円(前期比12.7%減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度売上高は11,864百万円(前期比4.8%増)、営業利益は1,025百万円(前期比7.1%減)、経常利益は1,091百万円(前期比12.3%減)となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は740百万円(前期比41.4%増)となりました。

## ② 対処すべき課題

当社グループでは、お客様のライフステージ全般をお手伝いさせていただく事業者としてさらなるご安心をお約束し、より多くのご信頼をいただくため、引き続きお客様にとっての利便性、快適性、安全性の追求を行うと同時に、収益性の向上を目指し、積極的に施設への投資を強化し、ご満足いただける新商品の開発ならびに既存商品の強化を推進してまいります。

今後の見通しについても、景気回復の兆しがみられるものの、まだまだ先行き不透明な状況が続いております。このような状況下、お客様ニーズに基づいた活動を推進し、全社的なローコスト運営の定着を図り、さらなる顧客満足度の向上及びサービス体制の強化を目指し、従業員に対する教育・研修制度の充実を図り、施行部門と互助会営業部門が一体となって、会員制の強化・発展に努めてまいります。

・社会ニーズ・お客様ニーズの変化への対応

ホテル事業におきましては、お客様が望まれるご結婚式のスタイルに合わせた宴会場等の改装、商品やサービスの充実・提供に努めてまいります。

式典事業におきましては、葬祭ホールにおけるプライベートな空間創り、エンバーミング（ご遺体衛生保全）の実施、海・山の自然葬など、お客様個々のニーズに対応できる体制をより一層充実させるとともに、ご葬儀の内容と価格の透明性確保に努めてまいります。また、営業基盤強化のため新規施設の展開も行っております。

その他の事業のうち、介護事業におきましては、既存サービスの質の向上と利益確保に努めてまいります。また、メンバーズシステム（互助会）事業におきましては、お客様ニーズに対応した商品・サービスの開発を行い、既存の会員様への魅力的な商品・サービスのご案内を行うとともに、新規会員獲得に向け、グループ全体での組織的な営業活動の推進を行います。また、地域の皆様への支援活動の一環として人と人とのご縁を発展させる各種イベントなどの企画・実施に積極的に取り組んでまいります。

・労働生産性の向上ならびに低コストオペレーションの定着

当社グループの主力事業は、景気の影響の比較的小さい内需型事業ではありますが、景気の不透明感により、お客様が小規模なご葬儀を選択する傾向が強まるなど、1件あたりの売上高が減少することが予想されます。厳しい経済情勢の中でも着実な収益を確保するべく、労務管理と施行状況に応じた効率的な人員配置の構築等に努め、低コストオペレーションの定着を図ります。

また、当社グループは、各事業セグメント別の損益管理だけでなく、主要な営業拠点ごとに損益管理を厳格にし、それぞれの営業拠点が利益を出せる体制を構築してまいります。具体的には、主要な営業拠点の運営形態を均一にした上で、拠点ごとの収益性を厳格に管理するとともに、内部管理体制の見直し、強化を図り、将来にわたり安定的な収益確保、企業価値の増大を目指してまいります。

・財務体質の強化・改善

当社は冠婚葬祭業務を運営するために、斎場、ホテル等の不動産を数多く保有しており、不動産の下落リスクを常に抱えている状況にあります。一方で、当社の連結子会社である株式会社サン・ライフメンバーズ他1社は、冠婚葬祭互助会事業を営んでおり、「割賦販売法」の適用を受け、事業の健全な推進と消費者保護の立場から、一定水準の財務及び収益の健全性が求められております。

このような状況下、当社グループは引き続き資産の保有形態の合理性を見直すことによって、資産効率を高め、財務体質の強化・改善に向けての検討を継続してまいります。

これらの活動により当グループは、経営方針のとおり、お客様のライフステージ全般のあらゆるご要望にお応えし、より豊かな人生のお手伝いをさせていただく事業者として、邁進いたします。

株主の皆様には、ますますのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資等及び資金調達の状況

### ① 設備投資等の状況

サン・ライフグループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度においては、1,500百万円の設備投資を行いました。

主要事業別の設備投資は次のとおりであります。

#### ホテル事業

ホテル事業においては各施設のリニューアル、空調工事等（ホテルサンライフガーデン6百万円、ザ・ウィングス海老名63百万円、八王子ホテルニューグランド34百万円）を中心に、合計125百万円の設備投資を行いました。

## 式典事業

式典事業においては、平成29年4月開設の「サン・ライフ セレモニーホール 多摩」(東京都多摩市)、平成29年12月開設の「サン・ライフ・ファミリーホール 厚木」(神奈川県厚木市)、平成30年2月開設の「サン・ライフ・ファミリーホール 高尾」(東京都八王子市)の施設建設代金740百万円、また、施設リニューアル、空調工事等356百万円、合計1,096百万円の設備投資を行いました。

## その他の事業

その他の事業においては、介護事業の事業譲受及びシステム改修等、合計242百万円の設備投資を行いました。

## ② 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、すべて自己資金をもって充当しました。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                | 第46期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 第47期<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) | 第48期<br>(平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで) | 第49期(当連結会計年度)<br>(平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで) |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------|
| 売上高(百万円)                           | 10,930                                | 11,234                                | 11,322                                | 11,864                                         |
| 経常利益(百万円)                          | 1,346                                 | 1,266                                 | 1,244                                 | 1,091                                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は当期純損失(△)(百万円) | 696                                   | △114                                  | 523                                   | 740                                            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)(円)        | 107.37                                | △17.67                                | 80.71                                 | 114.16                                         |
| 総資産(百万円)                           | 36,397                                | 35,971                                | 36,141                                | 36,431                                         |
| 純資産(百万円)                           | 5,827                                 | 5,452                                 | 5,790                                 | 6,314                                          |

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金 | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                     |
|-------------------------|-------|-------|-----------------------------------|
| 株式会社サン・ライフメンバーズ         | 50百万円 | 100%  | 神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会員の募集及び管理・施行の斡旋 |
| 株 式 会 社 ザ ・ サ ン パ ワ ー   | 40    | 100   | 介護事業                              |
| 株 式 会 社 S E C           | 40    | 100   | エンバーミング事業                         |
| 株式会社エス・エルよこはま           | 50    | 100   | ファイナンシャル・サポート・サービス事業              |
| 株 式 会 社 サ ン ・ セ レ モ ニ ー | 20    | 100   | 神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会員の募集及び管理・施行の斡旋 |
| 株式会社サン・ライフ・ファミリー        | 120   | 100   | 少額短期保険事業                          |
| 株 式 会 社 ク ロ ー バ ー       | 40    | 100   | 介護事業                              |
| 株式会社トータルライフサポート研究所      | 10    | 50    | 冠婚葬祭事業における調査及び研究                  |
| 有 限 会 社 ホ ー マ           | 0.1   | 100   | 介護事業                              |
| 株式会社ペットセレモニーウェイビー       | 30    | 100   | ペット葬事業                            |

連結子会社は上記の10社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高11,864百万円（前期比4.8%増）、営業利益1,025百万円（前期比7.1%減）、経常利益1,091百万円（前期比12.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益740百万円（前期比41.4%増）となりました。

#### (5) 主要な事業内容

地域の顧客並びにメンバーズシステム（互助会）事業における互助会会員を対象として、ホテル・ブライダル事業、葬祭・法要事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

## (6) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

(当 社)

- ① 本 社
- ② ホ テ ル 事 業 ホテルサンライフガーデン  
ザ・ウィングス海老名  
八王子ホテルニューグランド
- ③ 式 典 事 業 平塚斎場  
サン・ライフ サカエヤ・ホール、仏壇店  
平塚西セレモニーホール  
伊勢原総合ホール  
西湘ホール  
小田原式典総合ホール  
しぶさわホール  
湘南大磯ホール  
サン・ライフ ファミリーホール二宮  
サン・ライフ ファミリーホール湘南海岸  
サン・ライフ・ファミリーホール厚木  
相模斎場  
相模ファミリーホール  
橋本総合ホール  
相模原会館、仏壇店  
大和総合ホール  
座間ホール  
横浜町田ファミリーホール  
海老名セレモニーホール、仏壇店  
ファミリーホール綾瀬  
八王子総合ホール  
南多摩総合ホール  
日野会館高倉総合ホール  
八王子南口総合ホール  
八王子北口ファミリーホール  
八王子滝山ファミリーホール  
サン・ライフ セレモニーホール多摩  
サン・ライフ・ファミリーホール高尾
- ④ そ の 他 の 事 業 サンガーデン湘南

神奈川県平塚市  
神奈川県平塚市  
神奈川県海老名市  
東京都八王子市  
神奈川県平塚市  
神奈川県平塚市  
神奈川県平塚市  
神奈川県伊勢原市  
神奈川県足柄下郡  
神奈川県小田原市  
神奈川県秦野市  
神奈川県中郡  
神奈川県中郡  
神奈川県茅ヶ崎市  
神奈川県厚木市  
神奈川県相模原市  
神奈川県相模原市  
神奈川県相模原市  
神奈川県相模原市  
神奈川県大和市  
神奈川県座間市  
東京都町田市  
神奈川県海老名市  
神奈川県綾瀬市  
東京都八王子市  
東京都八王子市  
東京都八王子市  
東京都八王子市  
東京都八王子市  
東京都八王子市  
東京都多摩市  
神奈川県平塚市

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

| 事業別の名称 | 従業員数（名）     | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|-------------|
| ホテル事業  | 87 [340]    | △13 [+32]   |
| 式典事業   | 180 [352]   | +7 [ +4]    |
| その他の事業 | 127 [288]   | +22 [+59]   |
| 管理部    | 48 [ 22]    | +2 [ +9]    |
| 合 計    | 442 [1,002] | +18 [+104]  |

(注) 従業員数は受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に記載しております。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項<平成30年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 25,680,000株

(2) 発行済株式の総数 6,483,156株（自己株式336,844株を除く。）

(3) 株主数 4,258名

#### (4) 大株主

| 株主名                       | 持株数     | 持株比率   |
|---------------------------|---------|--------|
| 株式会社サカエヤ                  | 2,455千株 | 37.87% |
| 竹内伸枝                      | 420     | 6.48   |
| 株式会社ニチリョク                 | 360     | 5.55   |
| 学校法人鶴嶺学園                  | 210     | 3.24   |
| 竹内恵司                      | 203     | 3.14   |
| ダイワキャピタルマーケット シンガポールリミテッド | 160     | 2.47   |
| 平塚信用金庫                    | 150     | 2.31   |
| 東京海上日動火災保険株式会社            | 100     | 1.54   |
| サン・ライフ従業員持株会              | 89      | 1.38   |
| 日本生命保険相互会社                | 80      | 1.23   |

(注) 当社は、自己株式336千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 役 名         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                          |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長     | 竹 内 恵 司 | 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長<br>学校法人鶴嶺学園理事長<br>社会福祉法人恵伸会理事長                                                                 |
| 代表取締役社長     | 比 企 武   | 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長                                                                                                |
| 常 務 取 締 役   | 石 野 寛   | 業務支援本部長兼経理部長                                                                                                          |
| 取 締 役 相 談 役 | 竹 内 伸 枝 |                                                                                                                       |
| 取 締 役       | 竹 内 圭 介 | 株式会社サン・ライフメンバーズ専務取締役<br>学校法人鶴嶺学園常務理事                                                                                  |
| 取 締 役       | 井 上 和 弘 | 株式会社アイ・シー・オーコンサルティング代表取締役<br>キング醸造株式会社取締役                                                                             |
| 常 勤 監 査 役   | 瀧 澤 賢 次 | 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役                                                                                                    |
| 監 査 役       | 松 下 幹 夫 | 学校法人東海大学参与<br>東海教育産業グループ顧問<br>東海教育産業株式会社相談役                                                                           |
| 監 査 役       | 小 峰 雄 一 | 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役<br>湘南ケーブルネットワーク株式会社会計参与<br>オンコセラピーサイエンス株式会社取締役<br>株式会社イクヨ監査役<br>税理士法人総合税務会計代表社員<br>株式会社医学生物学研究所監査役 |

- (注) 1. 取締役井上和弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は井上和弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役松下幹夫及び小峰雄一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小峰雄一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏 名     | 辞任日        | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|--------------|
| 田 中 道 信 | 平成29年5月31日 | 社外取締役        |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役を支払った報酬7名 138,408千円（うち社外取締役2名 6,800千円）

監査役を支払った報酬3名 16,984千円（うち社外監査役2名 3,580千円）

（注）上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,200千円です。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ①取締役 井上和弘

##### （イ）重要な兼職先と当社との関係

取締役井上和弘は株式会社アイ・シー・オーコンサルティングの代表取締役であります。なお、当社は同社と取引関係にはありません。

##### （ロ）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

##### （ハ）当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じ経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

②監査役 松下幹夫

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、監査役会12回のうち12回に出席し、適宜助言等を行っております。

③監査役 小峰雄一

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、監査役会12回のうち11回に出席し、適宜助言等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額                 | 23,000千円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

当社並びにその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）は取締役及び使用人が社会人・企業人として求められる倫理観・道徳観に基づき誠実に行動し、企業倫理・法令及び定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員を置き、当社グループ全てに適用する関係規程の制定、コンプライアンス体制の構築、整備を行っていく。

当社グループの取締役及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて職務執行にあたり、研修・教育等を通じコンプライアンスの知識を高め、啓蒙活動を行っていく。

当社グループは、内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益を生じないことを確保する。

#### ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録・保存し取締役及び監査役は常時これら文書等を閲覧できるものとする。

必要に応じて「文書管理規程」を見直し、取締役の職務執行にかかる情報を検索性の高い状態で保存し、さらに整備された文書管理運用体制を構築していく。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行にかかるリスクは、各部門あるいは各事業所の権限内でリスク分析・対応策の検討を行う。特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。

今後は「リスクマネジメント規程」に基づき各々のリスク案件の把握・評価を行い、当社グループ全体のリスクを包括的・網羅的に管理する体制を構築する。

また代表取締役社長直属部署である内部監査室は、リスク管理状況を定期的に監査するとともに、法令・定款等に違反する業務執行行為が発見され、重大なリスクが想定される場合には、直ちに社長に報告する。

当社グループは、全社的な目標として中期経営計画及び各年度予算を策定し、各部門、各事業所は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。あわせて、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、月1回取締役及び幹部職員が中心となる会議を開催し重要事項に関する意思決定、実施すべき具体的な施策の検討・実行及び実施結果の把握・検討を行う。

#### ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社の連結子会社（以下、子会社という。）における協力の推進を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を制定する。

当社は、別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

当社取締役及び子会社担当取締役は、子会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを把握した場合には、直ちに損害の内容、発生する損害の程度及び当社への影響等について、取締役会に報告する。

子会社からの内部通報は、当社社長、子会社担当役員、法務担当役員、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。

#### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を求めた場合については、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置く。

監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権にかかる事項に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役・内部監査室長等の指揮命令を受けない。

#### ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。

また監査役は、取締役会、その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため会議に出席するとともに、必要に応じて事業部門を統括する取締役、その他必要な業務を担当する使用人より説明を受けるものとする。

⑧その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント等、専門家に相談することができ、その費用は当社が負担するものとする。

代表取締役社長及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務遂行を図る。

当社グループは、監査役からの職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行う。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

⑨業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- i. 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。その他、監査役会は12回、リスク管理に関する会議は12回開催いたしました。
- ii. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- iii. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

### ①基本方針

当社は、関連する法令や社会規範を遵守し、企業の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

### ②整備状況

当社は、企業行動憲章、役職員行動規範、コンプライアンス規程、リスクマネジメント規程を定めており、また、反社会的勢力及び団体からの要求に際しては、総務課が窓口になり、顧問弁護士、警察、神奈川県企業防衛対策協議会と連携を密にして、毅然とした態度で対応できる体制を構築しています。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部             |                   |
|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                 | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>13,363,850</b> | <b>流 動 負 債</b>      | <b>2,311,450</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 9,667,207         | 買 掛 金               | 611,342           |
| 売 掛 金              | 451,266           | 未 払 金               | 533,411           |
| 有 価 証 券            | 695               | 未 払 法 人 税 等         | 231,857           |
| 商 品                | 47,900            | 賞 与 引 当 金           | 143,810           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 63,484            | そ の 他               | 791,028           |
| 短 期 貸 付 金          | 10,576            | <b>固 定 負 債</b>      | <b>27,805,676</b> |
| 繰 延 税 金 資 産        | 63,146            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債   | 90,348            |
| 預 け 金              | 2,821,838         | 長 期 未 払 金           | 308,008           |
| そ の 他              | 239,737           | 前 払 式 特 定 取 引 前 受 金 | 26,962,397        |
| 貸 倒 引 当 金          | △2,002            | 前 受 金 復 活 損 失 引 当 金 | 65,773            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>23,067,588</b> | そ の 他               | 379,147           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>14,853,810</b> | <b>負 債 合 計</b>      | <b>30,117,126</b> |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 6,336,181         | 純 資 産 の 部           |                   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 53,158            | <b>株 主 資 本</b>      | <b>6,230,554</b>  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 363,554           | 資 本 金               | 610,000           |
| 土 地                | 7,729,432         | 資 本 剰 余 金           | 236,733           |
| 建 設 仮 勘 定          | 371,484           | 利 益 剰 余 金           | 5,709,287         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>628,805</b>    | 自 己 株 式             | △325,466          |
| の れ ん              | 218,423           | <b>その他の包括利益累計額</b>  | <b>83,757</b>     |
| そ の 他              | 410,381           | その他有価証券評価差額金        | 83,757            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>7,584,971</b>  |                     |                   |
| 投 資 有 価 証 券        | 3,313,095         |                     |                   |
| 長 期 貸 付 金          | 117,401           |                     |                   |
| 出 資 金              | 5,740             |                     |                   |
| 供 託 金              | 1,086,965         |                     |                   |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 2,619,982         |                     |                   |
| 繰 延 税 金 資 産        | 244,313           |                     |                   |
| そ の 他              | 237,501           |                     |                   |
| 貸 倒 引 当 金          | △40,026           |                     |                   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>36,431,438</b> | <b>純 資 産 合 計</b>    | <b>6,314,312</b>  |
|                    |                   | <b>負債及び純資産合計</b>    | <b>36,431,438</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 金 額     |            |
|-------------------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|---------|------------|
| 売 上                           | 高 価 |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 11,864,730 |
| 売 上 原 価                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 8,822,515  |
| 売 上 総 利 益                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 3,042,214  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 2,016,560  |
| 営 業 利 益                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 1,025,654  |
| 営 業 外 収 益                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 236,418    |
| 受 取 利 息                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 16,702  |            |
| 受 取 金 当 金                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 76,937  |            |
| 受 取 月 配 中 断 収 入               |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 25,527  |            |
| 不 動 産 賃 貸 収 入                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 18,054  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 10,905  |            |
| 匿 名 組 合 の 清 算 益               |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 50,256  |            |
| そ の 他                         |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 38,034  |            |
| 営 業 外 費 用                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 170,291    |
| 不 動 産 賃 貸 費 用                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 10,189  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損             |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 106,491 |            |
| 前 受 金 復 活 損 失 の 引 当 金 繰 入 額   |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 45,043  |            |
| そ の 他                         |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 8,566   |            |
| 経 常 利 益                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 1,091,780  |
| 特 別 利 益                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 50,407     |
| 固 定 資 産 売 却 益                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 92      |            |
| 補 助 金 収 入                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 1,076   |            |
| 損 害 賠 償 金 収 入                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 49,238  |            |
| 特 別 損 失                       |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 48,981     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 47,905  |            |
| 固 定 資 産 圧 縮 損                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 1,076   |            |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 1,093,206  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |     |  |  |  |  |  |  |  |  | 421,838 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |     |  |  |  |  |  |  |  |  | △68,808 |            |
| 当 期 純 利 益                     |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 740,176    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     |  |  |  |  |  |  |  |  |         | 740,176    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|--------------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                                | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                      | 610,000 | 236,733 | 5,170,089 | △325,466 | 5,691,355 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額          |         |         |           |          |           |
| 剥 余 金 の 配 当                    |         |         | △200,977  |          | △200,977  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                |         |         | 740,176   |          | 740,176   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) |         |         |           |          |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                  |         |         | 539,198   |          | 539,198   |
| 当 期 末 残 高                      | 610,000 | 236,733 | 5,709,287 | △325,466 | 6,230,554 |

(単位：千円)

|                                | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計     |
|--------------------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                      | 98,872           | 98,872            | 5,790,228 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額          |                  |                   |           |
| 剥 余 金 の 配 当                    |                  |                   | △200,977  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                |                  |                   | 740,176   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | △15,115          | △15,115           | △15,115   |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | △15,115          | △15,115           | 524,083   |
| 当 期 末 残 高                      | 83,757           | 83,757            | 6,314,312 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,196,717</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,241,744</b>  |
| 現金及び預金             | 2,440,357         | 買掛金                      | 621,320           |
| 売掛金                | 292,872           | 未払掛金                     | 858,719           |
| 商材及び貯蔵品            | 47,263            | 未払法人税等                   | 158,193           |
| 前払費用               | 55,872            | 未払法                      | 160,786           |
| 短期貸付金              | 41,444            | 前受り金                     | 197,913           |
| 未収入金               | 75,039            | 預り金                      | 94,049            |
| 繰延税金資産             | 369,669           | 賞与引当金                    | 108,470           |
| 預け金の他              | 48,460            | その他                      | 42,292            |
| 貸倒引当金              | 2,817,047         | <b>固 定 負 債</b>           | <b>18,347,183</b> |
|                    | 10,692            | 退職給付引当金                  | 89,998            |
|                    | △2,002            | 長期未払金                    | 308,008           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>18,318,510</b> | 関係会社預り保証金                | 17,709,954        |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>14,822,296</b> | 預り保証金                    | 51,538            |
| 建物                 | 5,989,926         | 資産除却債                    | 184,502           |
| 構築物                | 325,016           | その他                      | 3,180             |
| 機械及び装置             | 1,839             |                          |                   |
| 船舶                 | 16,666            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>20,588,928</b> |
| 車両運搬具              | 34,403            | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 工具、器具及び備品          | 353,527           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,857,745</b>  |
| 土地                 | 7,729,432         | 資本金                      | 610,000           |
| 建物                 | 371,484           | 資本剰余金                    | 236,733           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>409,971</b>    | 資本準備金                    | 236,733           |
| 権利                 | 370,253           | 利益剰余金                    | 3,336,478         |
| ソフトウェア             | 35,792            | 利益準備金                    | 102,500           |
| 電話加入権              | 240               | その他利益剰余金                 | 3,233,978         |
| 施設利用権              | 3,685             | 別途積立金                    | 1,100,000         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,086,242</b>  | 特別償却準備金                  | 371,038           |
| 投資有価証券             | 905,465           | 繰越利益剰余金                  | 1,762,940         |
| 関係会社株              | 456,640           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△325,466</b>   |
| 資産生債権等             | 5,430             | <b>評価・換算差額等</b>          | <b>68,554</b>     |
| 長期前払費用             | 40,026            | その他有価証券評価差額金             | 68,554            |
| 長期及び短期積立金          | 33,408            |                          |                   |
| 長期貸付金              | 697,150           |                          |                   |
| 繰延税金資産             | 128,141           |                          |                   |
| その他                | 602,392           |                          |                   |
|                    | 223,904           |                          |                   |
|                    | 33,709            |                          |                   |
|                    | △40,026           | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,926,300</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>24,515,228</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>24,515,228</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   |  |  |  |  |  |  | 金 額     |            |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|---------|------------|
| 売 上 高                 |  |  |  |  |  |  |         | 10,612,063 |
| 売 上 原 価               |  |  |  |  |  |  |         | 8,890,177  |
| 売 上 総 利 益             |  |  |  |  |  |  |         | 1,721,885  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |  |  |  |  |         | 989,249    |
| 営 業 利 益               |  |  |  |  |  |  |         | 732,635    |
| 営 業 外 収 益             |  |  |  |  |  |  |         | 223,954    |
| 受 取 利 息               |  |  |  |  |  |  | 2,985   |            |
| 受 取 配 当 金             |  |  |  |  |  |  | 73,519  |            |
| 不 動 産 賃 貸 収 入         |  |  |  |  |  |  | 79,190  |            |
| 業 務 受 託 料             |  |  |  |  |  |  | 24,716  |            |
| 有 価 証 券 売 却 益         |  |  |  |  |  |  | 10,905  |            |
| そ の 他                 |  |  |  |  |  |  | 32,636  |            |
| 営 業 外 費 用             |  |  |  |  |  |  |         | 136,835    |
| 不 動 産 賃 貸 費 用         |  |  |  |  |  |  | 22,069  |            |
| 有 価 証 券 売 却 損         |  |  |  |  |  |  | 106,491 |            |
| そ の 他                 |  |  |  |  |  |  | 8,274   |            |
| 経 常 利 益               |  |  |  |  |  |  |         | 819,754    |
| 特 別 利 益               |  |  |  |  |  |  |         | 50,407     |
| 固 定 資 産 売 却 益         |  |  |  |  |  |  | 92      |            |
| 補 助 金 収 入             |  |  |  |  |  |  | 1,076   |            |
| 損 害 賠 償 金 収 入         |  |  |  |  |  |  | 49,238  |            |
| 特 別 損 失               |  |  |  |  |  |  |         | 44,840     |
| 固 定 資 産 除 却 損         |  |  |  |  |  |  | 43,764  |            |
| 固 定 資 産 圧 縮 損         |  |  |  |  |  |  | 1,076   |            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |  |  |  |  |         | 825,321    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  |  |  |  | 269,985 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  |  |  |  |  | 1,779   | 271,764    |
| 当 期 純 利 益             |  |  |  |  |  |  |         | 553,556    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                      | 株 主 資 本 |         |           |           |             |             |             |
|--------------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
|                                      | 資本金     | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |           |             |             |             |
|                                      |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |             |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                                      |         |         |           | 別途積立金     | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高                            | 610,000 | 236,733 | 102,500   | 1,100,000 | 454,180     | 1,327,219   | 2,983,899   |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                    |         |         |           |           |             |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当                          |         |         |           |           |             | △200,977    | △200,977    |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩                  |         |         |           |           | △83,142     | 83,142      | —           |
| 当 期 純 利 益                            |         |         |           |           |             | 553,556     | 553,556     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |         |           |           |             |             |             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                |         |         |           |           | △83,142     | 435,720     | 352,578     |
| 当 期 末 残 高                            | 610,000 | 236,733 | 102,500   | 1,100,000 | 371,038     | 1,762,940   | 3,336,478   |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本  |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                             | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | △325,466 | 3,505,166 | 83,398           | 83,398         | 3,588,565 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |          |           |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △200,977  |                  |                | △200,977  |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩         |          | —         |                  |                | —         |
| 当 期 純 利 益                   |          | 553,556   |                  |                | 553,556   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |          |           | △14,843          | △14,843        | △14,843   |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計       |          | 352,578   | △14,843          | △14,843        | 337,734   |
| 当 期 末 残 高                   | △325,466 | 3,857,745 | 68,554           | 68,554         | 3,926,300 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社 サン・ライフ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 透 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サン・ライフの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サン・ライフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社 サン・ライフ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 透 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サン・ライフの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

当経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社 サン・ライフ 監査役会  
常勤監査役 瀧 澤 賢 次 ㊞  
社外監査役 松 下 幹 夫 ㊞  
社外監査役 小 峰 雄 一 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式1株につき16円、配当総額は103,730,496円となります。

なお、中間配当金として1株につき15円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり31円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は、平成30年1月に、「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出をしたことにより、当社定款第2条⑬の事業を「人の運送をする内航不定期航路事業」と変更することといたしました。また、平成30年4月に第二種旅行業の登録をしたことにより、「⑭旅行業法に基づく旅行業」を事業目的に追加します。この変更に伴い、「上記各号に附帯する一切の業務」の項番号は「⑰」となります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                    | 変 更 案                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条<br>⑬ 海上運送法に基づく <u>旅客</u> 不定期航路事業<br>:<br>(省略)<br>:<br>(新設)<br>⑭ 上記各号に附帯する一切の業務 | (目的)<br>第2条<br>⑬ 海上運送法に基づく <u>人の運送をする内航</u> 不定期航路事業<br>:<br>(省略)<br>:<br>⑭ <u>旅行業法に基づく旅行業</u><br>⑮ 上記各号に附帯する一切の業務 |

### 第3号議案 株式移転計画承認の件

当社は、平成30年10月1日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、完全親会社である株式会社サン・ライフホールディング（以下、「持株会社」という。）を設立すること（以下、「本件株式移転」という。）を決定し、本件株式移転に関する株式移転計画（以下、「本計画」という。）を平成30年5月9日開催の当社の取締役会において決議しました。

本議案は、本計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、理由、本計画の内容等は以下のとおりであります。

#### (1) 株式移転を行う理由等

当社グループは、当社、連結子会社10社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、地域の顧客、及びメンバーズシステム（互助会）事業における互助会会員を対象としてホテル・ブライダル事業、葬祭・法要事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

当社グループを取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、人口減少等と同時に、顧客の価値観の変化によるライフスタイル・ニーズも多様化しております。

このような中、当社グループが一層の企業価値の向上を図るには、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、変化する顧客ニーズを的確に捉え、さらなる顧客満足度の向上、新たな市場・顧客開拓を展開していくことが必要と考え、本件株式移転による持株会社体制へ移行を決定いたしました。

本件株式移転後、新たに設立される持株会社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分といったコーポレート機能、並びに、各グループ会社への経営管理機能といったサービスセンター機能を担い、当社グループ全体のマネジメントに特化し、事業ポートフォリオの機動的な見直し等、経営環境の変化に応じた迅速かつ果断な経営判断を通じ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、持株会社としての経営管理を的確に行うため、取締役会の監督機能を強化し、監査等委員会設置会社となることによって、グループ全体としての包括的なコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を充実させ、当社グループ全体のガバナンスをより一層強化し、企業価値の向上を目指します。

なお、本件株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社の株式は平成30年9月26日をもって上場廃止となる予定であります。持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）ＪＡＳＤＡＱ市場に上場申請を行い、上場を維持することを予定しております。上場日は、東証の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成30年10月1日を予定しております。ただし、持株会社の上場申請が認められなかった場合、本計画を取り止めることがありますのでご注意ください。

## (2) 本計画の内容

本計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社サン・ライフ（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うに当たり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「株式会社サン・ライフホールディング 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社サン・ライフホールディング」とし、英文では SUN・LIFE HOLDING CO., LTD. と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、神奈川県平塚市とし、本店の所在場所は、神奈川県平塚市馬入本町13番11号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、2,728万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 2,728万株

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社サン・ライフホールディング 定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

竹内 恵司

比企 武

石野 寛

竹内 伸枝

竹内 圭介

井上 和弘

2 乙の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

瀧澤 賢次

松下 幹夫

小峰 雄一

3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。  
有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第5条に定める日をいう。以下同じ。）の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、それぞれ乙の普通株式1株を、割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成30年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「JASDAQ」という。）への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力発生)

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認を得られなかった場合、乙の普通株式のJASDAQへの上場について株式会社東京証券取引所の承認を得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

本移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成30年5月9日

甲：神奈川県平塚市馬入本町13番11号

株式会社サン・ライフ

代表取締役社長 比企 武 ㊞

以 上

(別紙)

株式会社サン・ライフホールディング 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社サン・ライフホールディングと称し、英文ではSUN・LIFE HOLDING CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業を行う会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

- ① 冠婚葬祭並びにこれらに附帯する業務
  - ② ホテルの経営
  - ③ 料理飲食店業
  - ④ 一般区域（霊柩）貨物自動車運送事業
  - ⑤ 労働者派遣業
  - ⑥ 家具、調度品、仏壇、仏具、什器備品、古物、墓地、繊維製品、家庭用電化製品、食料品、日用雑貨品、宝石、貴金属、絵画、医療用機器・器具・備品、健康機器、介護用品機具の販売及びレンタル並びにリース業
  - ⑦ 高齢者、病人、身体障害者等の入浴、食事その他日常生活における介護及び移送の請負
  - ⑧ 金銭貸付業務
  - ⑨ 生命保険の募集に関する業務
  - ⑩ 損害保険代理業
  - ⑪ ホテル、旅館及び内外旅行斡旋業
  - ⑫ 不動産の売買、仲介並びに管理賃貸業
  - ⑬ 海上運送法に基づく人の運送をする内航不定期航路事業
  - ⑭ 有料老人ホームの経営
  - ⑮ 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
  - ⑯ 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
  - ⑰ 酒類、清涼飲料、嗜好飲料及び調味料の販売
  - ⑱ 旅行業法に基づく旅行業
  - ⑲ 経営コンサルティング
  - ⑳ 上記各号に附帯・関連する一切の業務
- 2 当社は、経営コンサルティング業務を行うことができる。
- 3 当社は、前項に附帯・関連する事業を行うことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は27,280,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第9条 当社の単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の新株予約権原簿の作成・備置、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会 (員数)

第18条 当会社の取締役は13名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 監査等委員である取締役の補欠の選任に係る決議の効力は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- 2 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会の権限)

第34条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定する他、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算  
(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配(以下、中間配当という。)をすることができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立日から平成31年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第2条 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は年額300百万円以内とする。

- 2 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の設立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

平成30年10月1日 制 定

- (3) 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

|        | 株式会社サン・ライフホールディング<br>(完全親会社・持株会社) | 株式会社サン・ライフ<br>(完全子会社・甲) |
|--------|-----------------------------------|-------------------------|
| 株式移転比率 | 1                                 | 1                       |

(注)

(ア) 株式移転比率

本件株式移転により、持株会社が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における甲の株主の皆様に対し、その保有する甲の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付します。

(イ) 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株とします。

(ウ) 株式移転比率の算定根拠

本件株式移転は、甲単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の甲の株主構成と持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一に考え、株主の皆様が所有する甲の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

(エ) 第三者機関による算定結果、算定方式及び算定根拠

上記(ウ)のとおり、本件株式移転は甲の単独による株式移転でありますので、第三者機関による算定は行っておりません。

(オ) 本件株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 6,820,000株

以上から、基本的に株式の価値を伴うものでなく、上記株式移転比率は相当であると判断しております。

ただし、本件株式移転の効力発生に先立ち、甲の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

なお、本件株式移転の効力発生時点において、甲が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、甲は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

② 資本金及び準備金の額に関する内容

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めるものとし、持株会社の目的、規模、設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(4) 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               | (上段) 所有する<br>当社株式の数<br>(下段) 割り当てられる<br>持株会社株式の数 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 竹 内 恵 司<br>(昭和11年3月12日生) | 昭和45年12月 当社代表取締役社長<br>昭和60年12月 学校法人鶴嶺学園理事長（現任）<br>平成9年1月 社会福祉法人恵仲会理事長（現任）<br>平成17年6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長（現任）<br>当社代表取締役会長（現任） | 203,800株<br>203,800株                            |

| 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (上段) 所有する<br>当社株式の数<br>(下段) 割り当てられる<br>持株会社株式の数 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 比 企 武<br>(昭和31年8月2日生)    | 昭和54年 8 月 当社入社<br>平成 7 年 4 月 当社総務部長<br>平成 8 年 6 月 当社取締役総務部長<br>平成 9 年 7 月 当社常務取締役総務部担当・営業部長<br>平成11年 7 月 当社常務取締役営業・総務担当<br>平成13年 6 月 当社専務取締役営業・総務担当<br>平成13年12月 当社専務取締役渉外営業・サービス部長<br>平成15年 6 月 当社専務取締役営業部担当<br>平成17年 6 月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長（現任）<br>平成17年 7 月 当社専務取締役兼業務本部長<br>平成21年 6 月 当社代表取締役社長（現任） | 32,600株<br>32,600株                              |
| 石 野 寛<br>(昭和28年2月8日生)    | 昭和50年 4 月 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）入社<br>平成 6 年 8 月 日興証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社）公開引受部第二公開引受課長<br>平成12年 3 月 ブックオフコーポレーション株式会社取締役経理部ゼネラルマネージャー<br>平成16年 5 月 クラブツーリズム株式会社執行役員経理部長<br>平成17年11月 当社常務執行役員管理本部長<br>平成19年 6 月 当社常務取締役管理本部長<br>平成28年 7 月 当社常務取締役業務支援本部長兼経理部長（現任）                                            | 2,500株<br>2,500株                                |
| 竹 内 伸 枝<br>(昭和14年5月13日生) | 昭和56年 3 月 当社取締役<br>昭和60年 6 月 当社専務取締役<br>平成 6 年 9 月 当社取締役副社長式典部担当<br>平成17年 6 月 当社取締役相談役（現任）                                                                                                                                                                                                                 | 420,000株<br>420,000株                            |

| 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                | (上段) 所有する<br>当社株式の数<br>(下段) 割り当てられる<br>持株会社株式の数 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 竹 内 圭 介<br>(昭和49年8月30日生) | 平成11年 4 月 学校法人鶴嶺学園常勤職員<br>平成13年 4 月 日本ヒューマンセレモニー専門学校非常勤講師<br>平成15年 4 月 学校法人鶴嶺学園常務理事・評議員<br>平成19年 5 月 学校法人鶴嶺学園常務理事退任<br>平成20年 4 月 学校法人鶴嶺学園常務理事（現任）<br>平成26年 6 月 当社取締役（現任）<br>平成27年 6 月 株式会社サン・ライフメンバーズ取締役<br>平成28年 6 月 同社専務取締役（現任） | 3,800株<br>3,800株                                |
| 井 上 和 弘<br>(昭和17年5月15日生) | 昭和47年 3 月 株式会社タナベ経営入社<br>昭和59年 2 月 株式会社アイ・シー・オーコンサルティング代<br>表取締役（現任）<br>平成17年 6 月 当社取締役（現任）<br>平成25年 1 月 キング醸造株式会社取締役（現任）                                                                                                         | 10,000株<br>10,000株                              |

- (注) 1. 取締役候補者竹内恵司氏は株式会社サン・ライフメンバーズの代表取締役を、同比企武氏は株式会社サン・ライフメンバーズの代表取締役をそれぞれ兼務しております。当社と株式会社サン・ライフメンバーズとの間には施設に関する保証金等の取引関係があります。
2. 竹内恵司、比企武の両氏を除く各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 井上和弘氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、井上和弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について  
井上和弘氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を持株会社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
井上和弘氏の当社における在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役候補者井上和弘氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、井上和弘氏が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(5) 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項  
持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                            | (上段) 所有する<br>当社株式の数<br>(下段) 割り当てられる<br>持株会社株式の数 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 瀧澤 賢次<br>(昭和32年10月31日生) | 昭和55年 6 月 当社入社<br>平成11年 7 月 当社式典部長<br>平成13年 4 月 当社内部監査室室長<br>平成14年 6 月 当社常勤監査役<br>平成15年 6 月 当社取締役<br>平成18年 7 月 当社取締役業務本部長付特命事項担当<br>平成20年 6 月 当社常勤監査役 (現任)<br>平成24年 6 月 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 (現任)                                                               | 7,500株<br>7,500株                                |
| 松下 幹夫<br>(昭和17年7月19日生)  | 昭和48年 4 月 東海大学工学部通信工学科講師<br>平成 元年 4 月 東海大学医学部付属大磯病院事務部部长<br>平成10年 4 月 学校法人東海大学事業管理部部長<br>平成14年 4 月 東海大学医学部付属八王子病院副院長<br>平成15年 4 月 学校法人東海大学参与 (現任)<br>平成19年 6 月 東海教育産業株式会社代表取締役社長<br>平成23年 6 月 東海教育産業グループ顧問 (現任)<br>東海教育産業株式会社相談役 (現任)<br>平成24年 6 月 当社監査役 (現任) | — 株<br>— 株                                      |



## (6) 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称          | 有限責任 あずさ監査法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 主たる事務所の所在場所 | 東京都新宿区津久戸町1番2号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 沿革          | <p>昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立</p> <p>昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（昭和49年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立</p> <p>平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足</p> <p>平成15年2月 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立</p> <p>平成15年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入</p> <p>平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足（KPMGのメンバーファームを継続）</p> <p>平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更</p> |

(注) 会計監査人候補に関する特記事項は以下のとおりであります。

1. 会計監査人候補の選定理由について  
有限責任あずさ監査法人を会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。
2. 会計監査人との責任限定契約について  
当社と有限責任あずさ監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。  
持株会社が設立され同監査法人が会計監査人に選任された場合、同社は同監査法人との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

(7) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、本定時株主総会における第4号議案の承認決議など所定の手続を経た上で、平成30年10月1日を期日として、当社を吸収分割会社とし、当社の連結子会社である株式会社トータルライフサポート研究所を吸収分割承継会社とする吸収分割の手続きによって、事業の用に供する不動産のマネジメント事業に関して有する資産、債務、契約、その他甲の有する権利・義務の一部を承継させることを決議いたしました。

これにより、株式会社トータルライフサポート研究所は当社の99.9%の連結子会社となる予定であります。連結業績への影響は精査中であり、確定次第お知らせいたします。

なお、上記吸収分割の内容については、第4号議案をご参照ください。

## 第4号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、平成30年10月1日を効力発生日として、吸収分割の手続きに基づき、事業の用に供する不動産の賃貸借・維持管理、新店舗の開発等のマネジメント（以下、「不動産マネジメント事業」という。）に関する権利義務の一部を、当社の連結子会社株式会社トータルライフサポート研究所に移転すること（以下、「本件吸収分割」という。）を決定し、本件に関する吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を、平成30年5月9日開催の取締役会において決議しました。

本議案は、本契約について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、理由、本契約の内容等は以下のとおりであります。

### 1 本件吸収分割を行う理由

当社グループは、事業戦略の遂行と事業価値の増大に取り組んでおり、今般、これをさらに推し進めるために、グループの組織再編による持株会社体制へ移行することといたしました。

その一環として、当社グループでは、各事業拠点の不動産の保有形態を賃貸借形態に統一することにより、各事業拠点の損益状況を明確に管理し、更なる経営効率の改善を図っていくことが必要と考え、本件吸収分割による不動産マネジメント事業の移転を決定いたしました。

これにより、連結子会社株式会社トータルライフサポート研究所が、グループ全体の不動産マネジメント事業を担い、重要な経営資源の一つである不動産の管理運営を通じグループ経営の効率化に寄与してまいります。

### 2 本契約の内容

本契約の内容は、以下の「吸収分割契約書（写）」に記載のとおりであります。

#### 吸収分割契約書（写）

株式会社サン・ライフ（以下「甲」という。）及び株式会社トータルライフサポート研究所（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲の事業の用に供する不動産マネジメント（以下「本件事業」という。）に関して有する資産、債務、契約その他甲の有する権利義務の一部を乙に承継させる。

### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本件分割の当事者は、次に記載する者とする。

#### （1）吸収分割会社

甲：株式会社サン・ライフ

神奈川県平塚市馬入本町13番11号

#### （2）吸収分割承継会社

乙：株式会社トータルライフサポート研究所

神奈川県平塚市馬入本町13番11号

### 第3条（本件分割の効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年10月1日とする。但し、本件分割の手の続の進行に应じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

### 第4条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

- 1 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。
- 2 乙が、甲から承継する債務に関しては、重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
- 3 第1項に規定する権利義務に含まれる契約上の地位、又は同契約に基づく権利義務を本契約により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、甲は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を第1項に規定する権利義務から除外することができるものとする。

### 第5条（分割対価の交付）

乙は本件分割に際し、甲に対して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として1,001,250株の新株を発行し、その全てを甲に交付する。

## 第6条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 資本金の額   | 未定 |
| (2) 資本準備金の額 | 未定 |
| (3) 利益準備金の額 | 未定 |

## 第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。

## 第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

## 第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について法令によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

## 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、契約の承継に必要な契約相手方の承諾が得られない場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができるものとする。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める株主総会における承認又は本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

## 第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月9日

甲：神奈川県平塚市馬入本町13番11号  
株式会社サン・ライフ  
代表取締役 比企 武 ㊞

乙：神奈川県平塚市馬入本町13番11号  
株式会社トータルライフサポート研究所  
代表取締役 堀川 彰 ㊞

別紙

### 承 継 権 利 義 務 明 細 書 (写)

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する以下に掲げる資産、債務、契約等その他甲の有する権利義務のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成30年3月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日までの増減を反映した上で確定する。

#### 1 承継する資産

##### 固定資産

効力発生日において本件事業に属する、甲に帰属する有形固定資産及び無形固定資産のうち水道施設利用権。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・後記3「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定資産

## 2 承継する債務・負債

### (1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する、買掛金その他一切の流動負債並びに甲に属する未払金及び未払費用。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・後記3「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動負債
- ・その他甲乙間で別途合意した流動負債

### (2) 固定負債

効力発生日において本件事業に属する一切の固定負債。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・後記3「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定負債
- ・その他甲乙間で別途合意した固定負債

## 3 承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、以下のものを除く。

- ・承継にあたり契約の相手方から同意を取得することが必要であるにもかかわらず、当該同意を取得できなかった契約
- ・その他甲乙間で別途合意した契約

以 上

### 3 会社法施行規則第183条に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 吸収分割により吸収分割承継会社が当社に対して交付する株式の数に関する事項の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際し、新たに普通株式1,001,250株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全てが当社に割当・交付されることから、当社に交付される吸収分割承継会社の株式数は、当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、吸収分割承継会社が発行する株式数は相当であるものと判断しております。

#### (2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本件分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であるものと判断しております。

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 資本金   | 金 | 未定 |
| 資本準備金 | 金 | 未定 |
| 利益準備金 | 金 | 未定 |

#### (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙「吸収分割承継会社の最終事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る計算書類等」のとおりであります。

#### (4) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

#### (5) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収分割承継会社の最終事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る計算書類等

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 |       | 負 債 の 部           |         |
|---------|-------|-------------------|---------|
| 科 目     | 金 額   | 科 目               | 金 額     |
| 流 動 資 産 | 3,321 | 流 動 負 債           | 6,998   |
| 現金及び預金  | 239   | 未払金               | 5,931   |
| 売掛金     | 2,916 | 未払法人税等            | 69      |
| 未収入金    | 166   | 未払消費税等            | 902     |
|         |       | 預り金               | 94      |
|         |       | 固 定 負 債           | 30,000  |
|         |       | 長期借入金             | 30,000  |
|         |       | 負 債 合 計           | 36,998  |
|         |       | 純 資 産 の 部         |         |
|         |       | 株 主 資 本           | △33,676 |
|         |       | 資 本 金             | 10,000  |
|         |       | 利 益 剰 余 金         | △43,676 |
|         |       | その他利益剰余金          | △43,676 |
|         |       | 繰越利益剰余金           | △43,676 |
|         |       | 純 資 産 合 計         | △33,676 |
| 資 産 合 計 | 3,321 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,321   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 16,822  |
| 売 上 原 価               | 3,820   |
| 売 上 総 利 益             | 13,002  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 31,903  |
| 営 業 損 失               | △18,900 |
| 営 業 外 収 益             | 0       |
| 受 取 利 息               | 0       |
| そ の 他                 | 0       |
| 営 業 外 費 用             | 120     |
| 支 払 利 息               | 120     |
| 経 常 損 失               | △19,020 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | △19,020 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 70      |
| 当 期 純 損 失             | △19,090 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                      | 株 主 資 本 |          |         |         | 純資産合計   |
|--------------------------------------|---------|----------|---------|---------|---------|
|                                      | 資本金     | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|                                      |         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|                                      |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当 期 首 残 高                            | 10,000  | △24,586  | △24,586 | △14,586 | △14,586 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                    |         |          |         |         |         |
| 当 期 純 損 失                            |         | △19,090  | △19,090 | △19,090 | △19,090 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |          |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計                          |         | △19,090  | △19,090 | △19,090 | △19,090 |
| 当 期 末 残 高                            | 10,000  | △43,676  | △43,676 | △33,676 | △33,676 |

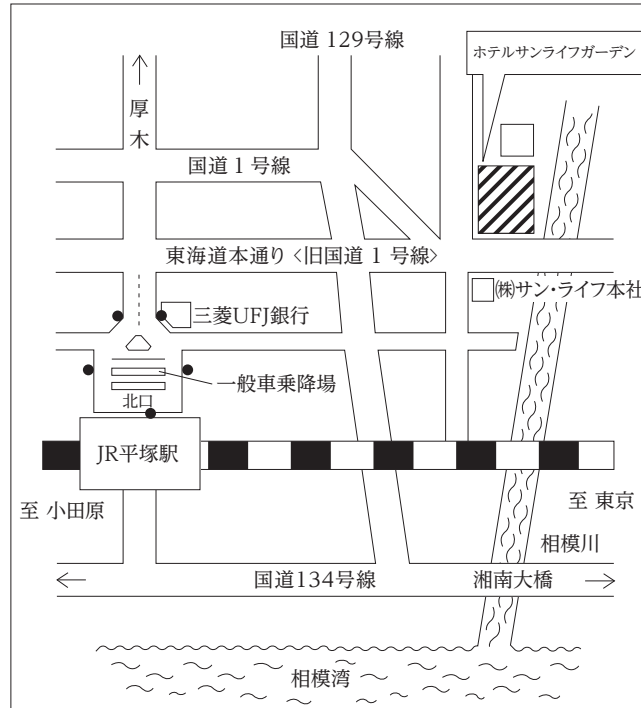
(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

以 上

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県平塚市榎木町 9 番 41 号 TEL0463 (21) 7111  
ホテルサンライフガーデン



交 通 JR平塚駅 下車（徒歩 約15分）  
※ 平塚駅北口前ロータリーの「一般車乗降場」より、  
株主総会会場行の送迎バスを運行いたします。  
出発時間 午前10：00 午前10：30  
なお、「一般車乗降場」へは地下通路（●印が出入口）  
をご利用願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。